

環境森林部所管工事の技術基準

令和3年4月

(令和4年4月改定)

宮崎県環境森林部

目 次

- 1 環境森林部所管工事共通仕様書
- 2 環境森林部所管工事施工管理基準
- 3 環境森林部所管工事出来形管理基準
及び規格値
- 4 環境森林部所管工事品質管理基準
- 5 環境森林部所管工事写真管理基準
- 6 環境森林部所管工事施工管理の統一事項

環境森林部所管工事共通仕様書

令和3年4月

(令和4年4月改定)

宮崎県環境森林部

共通仕様書関係様式等

目

次

1	支給品受領書	(第1編1-1-16関係 様式第1号)	・・・	- 1 -
2	支給品精算書	(第1編1-1-16関係 様式第2号)	・・・	- 2 -
3	貸与品借用書	(第1編1-1-16関係 様式第3号)	・・・	- 3 -
4	貸与品返納書	(第1編1-1-16関係 様式第4号)	・・・	- 4 -
5	現場発生品調書	(第1編1-1-17関係 様式第5号)	・・・	- 5 -
6	工事事故報告書	(第1編1-1-29関係 様式第6号)	・・・	- 6 -
7	排出ガス対策型建設機械等の在庫確認書	(第1編1-1-30関係 様式第7号)	・・・	- 7 -
8	工事材料使用願	(環境森林部所管工事の留意事項 第5節 様式第8号)	・・・	- 8 -
9	使用木製材品証明書	(環境森林部所管工事の留意事項 第10節 様式第9号)	・・・	- 9 -
10	現場技術員配置通知(工事打合簿)	(第3編1-1-4関係 様式第10号)	・・・	- 10 -
11	再生骨材供給確認書	(環境森林部所管工事の留意事項 第12節 様式第11号)	・・・	- 11 -
12	再生加熱アスファルト混合物供給状況確認書	(環境森林部所管工事の留意事項 第13節 様式第12号)	・・・	- 12 -
13	植生吹付工の生育確認調書	(環境森林部所管工事の留意事項 第15節 様式第13号)	・・・	- 13 -

工事打合簿

〇〇〇農林振興局

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	〇〇年〇月〇日
工事名	平成〇〇年度 <input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 地区 <input type="checkbox"/> 工区		
協議内容等			
<p>現場技術員の氏名について</p> <p>本工事を担当する現場技術員の氏名は下記のとおりである。</p> <p>現場技術員 〇〇〇〇</p>			
上記事項に対する処理事項等			
処理日 年 月 日			

総括 監督員	主任 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

環境森林部所管工事施工管理基準

令和3年4月

(令和4年4月改定)

宮崎県環境森林部

**環境森林部所管工事
出来形管理基準及び規格値**

**令和3年4月
(令和4年4月改定)
宮崎県環境森林部**

環境森林部所管工事出来形管理基準 環境森林部所管工事の留意事項

第1節 適用

環境森林部所管工事出来形管理基準は、宮崎県環境森林部が発注する工事(以下「工事」という。)に係る、出来形管理基準について定めたものである。

なお、以下の工種については、環境森林部独自の取り扱いがあることから、これを適用するものとする。それ以外については県土整備部「出来形管理基準」を適用するものとする。

目 次

環境森林部所管工事出来形管理基準一覧

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 治山土工(河川土工・海岸土工・砂防土工)	2-3-7		残土処理工			環-1
第4節 林道土工(道路土工)	2-4-6		残土処理工		第1編2-3-7残土処理工	環-1

【第11編 治山編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 山腹基礎工及び落石防止工						
第2節 適用すべき諸基準	1-3-2		一般事項			
		1	切取(法切工)		第12編 第1章 林道工 第1節 適用 3横断	環-13
第3節 土留工	1-3-2		コンクリート土留工			環-1
	1-3-3		鉄筋コンクリート土留工			環-1
	1-3-4		練積土留工			環-1
	1-3-5		鉄線かご土留工		第3編2-3-27羽口工	
	1-3-6		鉄筋コンクリート枠土留工			環-3
	1-3-7		土のう積土留工		第11編2-4積苗工	環-7
	1-3-8		校倉式木製土留工			環-3
第4節 埋設工	1-4		コンクリートブロック積工 コンクリート土留工		第11編1-3-2コンクリート土留工	環-1
第5節 水路工	1-5-2		練張及び空張水路工	練張水路工 空張水路工	第3編2-5-5石積(張)工 第3編2-5-5石積(張)工	環-5
	1-5-3		張芝水路工			環-5
	1-5-4	1	コンクリート水路工		第3編2-3-29側溝工	
		2	コンクリート管等水路工		第3編2-3-29側溝工	
		3	半円コンクリート		第3編2-3-29側溝工	
	1-5-5		鉄線かご水路工		第3編2-3-27羽口工	
	1-5-6		コルゲート管水路工		第3編2-3-29側溝工	
	1-5-7		土のう水路工		第11編1-5-3張芝水路工	環-5
第6節 暗渠工	1-6-2		機暗渠工			環-5
	1-6-3		かご暗渠工		第3編2-3-27羽口工	環-5
	1-6-4		集水管暗渠工			環-5
	1-6-5		ポーリング暗渠工		第8編3-7-4集排水ポーリング工	
第7節 法枠工	1-7-3	1	法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工 プレキャスト法枠工		環-5 環-5 環-5
第8節 落石防止工	1-8-1	1	落石防止網工		第10編1-11-4落石防止網工	環-5
	1-8-2	1	落石防止柵工		第10編1-11-5落石防護柵工	
第2章 山腹緑化工						
第3節 柵工	2-3		編柵 木柵 板柵 二次製品			環-5 環-5 環-5 環-5
第4節 筋工	2-4	1	筋工	石筋 萱筋 芝筋 そだ筋 二次製品		環-7 環-7 環-7 環-7 環-7
		2	積苗工	(二次製品を含む)		環-7
第5節 伏工	2-5		芝伏 そだ伏 むしろ伏 網伏 二次製品			環-7 環-7 環-7 環-7 環-7
第6節 芝付工	2-6		芝付工	張芝工 筋芝工 市松芝工		環-7 環-7 環-7
第7節 実播工	2-7		実播工	種子散布工 種生吹付工 密土吹付工		環-7 環-7 環-7
第9節 セメント類吹付工	2-9		吹付工	コンクリート モルタル		環-7 環-7
第10節 土留工	2-10					環-7
第11節 植栽工	2-11-3		植付			環-9
第3章 溪間工						
第5節 コンクリートダム	3-5	1	コンクリートダム	堰堤工 谷止工 床固工 帯工 垂直壁 副堤		環-9 環-9 環-9 環-9 環-9 環-9
		2	側壁工	コンクリート コンクリートブロック ふとんかご コンクリート		環-9 環-9 環-9 環-9
		3	水叩工	コンクリート		環-9
第6節 鋼製ダム	3-6	1	鋼製ダム工	不透水型		環-11
		2	鋼製ダム工	透過型		環-11
		3	鋼製側壁工			環-11
第7節 木製ダム	3-7-1		木製ダム		第11編3-5コンクリートダム	環-9
	3-7-2		校倉式木製ダム			環-11
第8節 護岸工	3-8-2	1	基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	環-9
		2	捨石工		第3編2-3-19捨石工	環-9
		3	場所打コンクリート		第7編1-5-5場所打コンクリート	環-9
		4	根固コンクリートブロック工		第3編2-3-17根固めブロック工	環-9
第9節 水制工	3-9		水制工		第11編3-8護岸工	環-11
第10節 流路工	3-10-2		コンクリート三面張流路工			環-11
	3-10-3		鉄筋コンクリート流路工			環-11
	3-10-4		コンクリートブロック流路工			環-11
	3-10-5		木製流路工		第11編3-10-2コンクリート三面張流路工	環-11
第11節 かご工	3-11-1		鉄線じゃかご工		第3編2-3-27羽口工	環-11
	3-11-2		ふとんかご工		第3編2-3-27羽口工	環-11

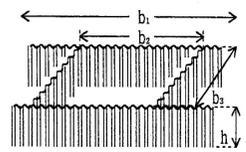
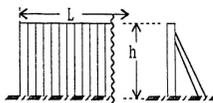
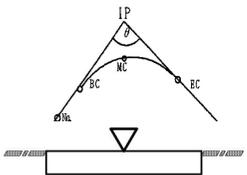
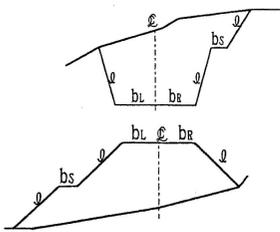
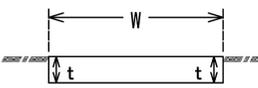
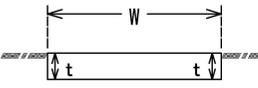
3 出来形管理基準及び規格値

(単位: mm)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
11 治山編	5 海岸砂地造林	4 砂地造林	1		静砂垣工	高さ	h	±100	
						幅	施工幅	b1	-100
							区間幅	b2、b3	±50
						延長	L	-100	
11 治山編	5 海岸砂地造林	4 砂地造林	2		植栽工 (防風柵) (防風ネット)	高さ	h	±200	
						延長	L	-100	
11 治山編	6 海岸工事	3 ブロック工	5	4	根固めブロック製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)		観察	
						ブロック外観 (異形ブロック)		観察	
12 林道編	1 林道工	1 適用	1		平面	角度	θ	±1° (±30')	
						IP間距離	DM	±100	
						測点間距離	L_n	±100	
					縦断	基準高	∇	±100	
						横断	幅	b	片側 -25 (-50)
							法勾配	n	-5%
法長	q	-4%							
12 林道編	1 林道工	3 路盤工	2		切込砕石路盤工	幅	b	-50	
						厚さ	t	-20	
12 林道編	1 林道工	3 路盤工	3		コンクリート路面工	幅	b	-30	
						厚さ	t	-15	

3 出来形管理基準及び規格値

(単位: mm)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40mにつき1箇所かつ最低2箇所		
施工延長40mにつき1箇所かつ最低2箇所		
型枠搬入後適宜		
10個に1個		
1 各IPにおける内角又は交角、IP間距離(DM)、No.測点間距離 2 ()は交角の場合に適用 3 仮設道は距離(延長)のみ 4 基準高はNo.測点(中心線)及び起終点(路盤工上部)		
1 施工延長40mにつき1箇所かつ最低2箇所 2 幅は中心線からの距離 3 ()は全幅員で仮設道の場合に適用		
1 施工延長40mにつき1箇所かつ最低2箇所 2 厚さは両端部の2点		
1 施工延長40mにつき1箇所かつ最低2箇所		

**環境森林部所管工事
品質管理基準**

**令和3年4月
(令和4年4月改定)
宮崎県環境森林部**

2 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	管理方法	
1 枝倉式木製土留 (ダム)工	材料	必須	注入前処理		注入前処理として、深浸潤特殊・圧縮処理加工を行う。			1 品質管理で行った試験等の成績表 2 品質管理図表若しくは工程能力図	
			加圧注入処理方法	JIS A 9002					
			保存処理薬剤	JIS K 1570					
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。 (中詰材料の適合性を判断する)。	当初及び土質の変化したとき。			

環境森林部所管工事施工管理の統一事項

令和3年4月

(令和4年4月改定)

宮崎県環境森林部

—第2編 施工管理編—

8. 品質・出来形・写真管理

8.1品質管理、8.2出来形管理については本統一事項に定める。8.3写真管理については、土木工事施工管理の統一事項を適用する。また、8.4環境森林部所管工事施工管理の留意点について本統一事項に定める。

8.1 品質管理

下記項目（8.1.1、8.1.3、8.1.4）については、土木工事施工管理の統一事項を適用するものとする。

8.1.2品質管理基準及び規格値については、本事項に定める。

8.1.1 目的

県土整備部土木工事施工管理の統一事項 適用

8.1.2 品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値は、別途、「土木工事施工管理基準」及び「品質管理基準（県土整備部）」、「環境森林部施工管理基準及び品質管理基準（環境森林部）」を参照のこと。

8.1.3 品質管理上の留意点

8.1.4 作成例

県土整備部
土木工事施工管理の統一事項 適用

8.1.5 環境森林部所管工事品質管理の留意点

「品質管理」に規定するコンクリートの圧縮強度試験に供するテストピースの採取は、コンクリート運搬がケーブルクレーン又はコンクリートポンプ車による特殊な圧送の現場にあつて、打設当初及び季節の変化時に「荷卸し場」と「打設場所」でのスランプ及び空気量を比較し、その差が許容範囲内（スランプ1.5cm、空気量1.0%）にない場合を除いて、「打設場所」から「荷卸し場所」とすることができる。

なお、コンクリートポンプ車による特殊な圧送とは、高所圧送（80m程度以上の鉛直圧送）、長距離圧送（240m程度以上の水平圧送）、下向き圧送（圧送を停止した場合に配管内のコンクリートが自然流下して配管内に空隙を生じるもの）、暑中期及び寒中期の圧送をいう。（コンクリートポンプ工法施工指針による。）

8.2 出来形管理

下記項目（8.2.1、8.2.3、8.2.4）については、土木工事施工管理の統一事項を適用するものとする。

8.2.2出来形管理基準及び規格値については、本事項に定める。

8.2.1 目的

県土整備部土木工事施工管理の統一事項 適用

8.2.2 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は、別途、「土木工事施工管理基準」及び「出来形管理基準及び規格値（県土整備部）」、「環境森林部施工管理基準」及び「出来形管理基準（環境森林部）」を参照のこと。

8.2.3 出来形管理上の留意点

8.2.4 出来形管理図表作成例

県土整備部
土木工事施工管理の統一事項 適用

8.3 写真管理

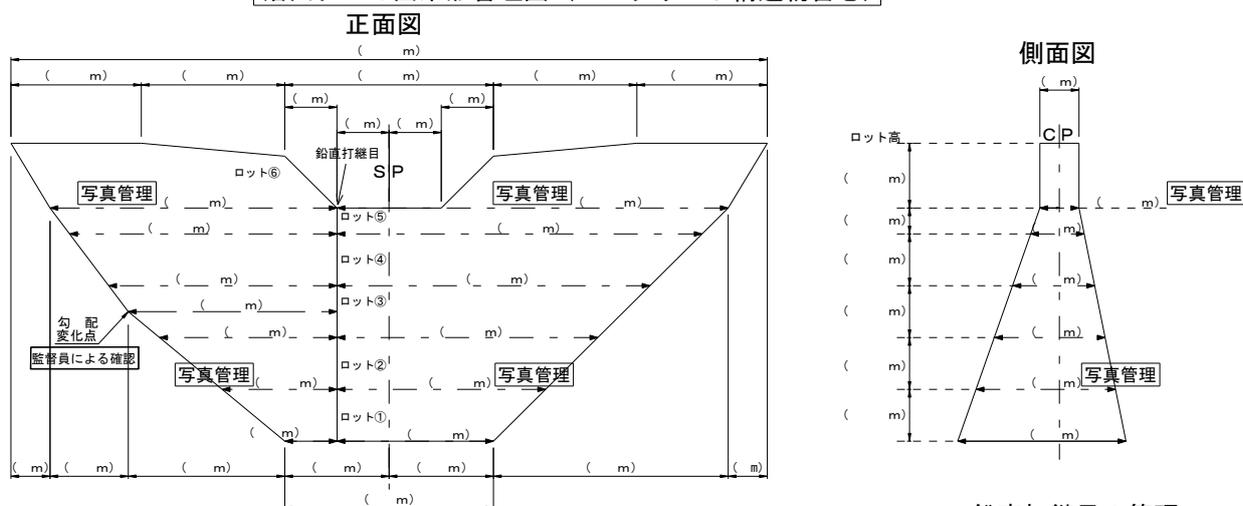
県土整備部土木工事施工管理の統一事項 適用

8.4 環境森林部所管工事施工管理の留意点

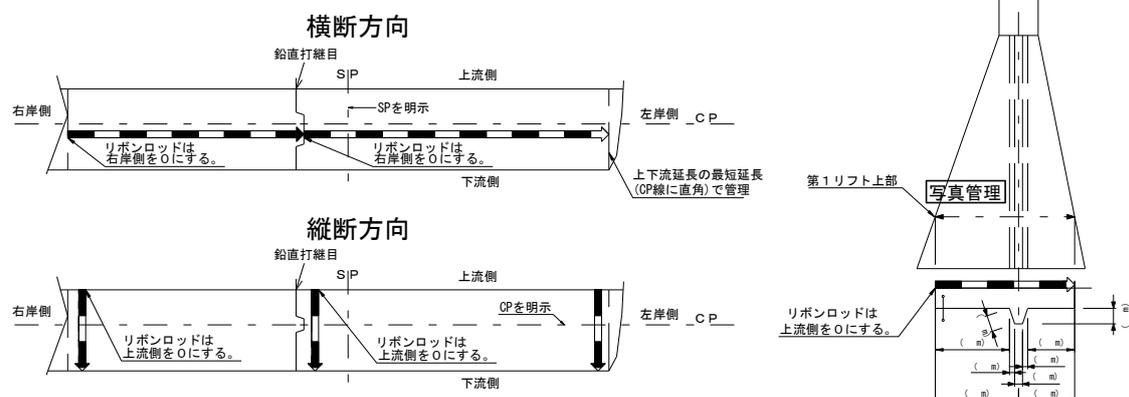
8.4.1 治山ダム等の施工管理

- (1) 作業土工（治山ダム類、擁壁類（プレキャスト擁壁含む））
作業土工の出来形管理は省略し、両岸から撮影した床掘完了写真を状況写真として管理する。
- (2) 水平打継目の補強処理（ほぞ、鉄筋による）
 - ・鉄筋は、打継面全体が確認できるようにし、第1リフト及び放水路高リフトで単位面積当たりの設置本数、設置高も撮影する。
 - ・鉄筋と型枠とのかぶり（10cm以上）については、上部型枠設置後に写真撮影する。
 - ・ほぞの場合は、配置位置（構造物幅1/3）、高さ（200～300mm）が概ね判別できるように撮影する。

治山ダムの出来形管理図（コンクリート構造物含む）



ロット毎の管理写真の撮影方法



8.4.2 補強土壁の写真管理

- (1) 補強土壁工（壁材及び背面盛土補強材による構造物）の施工における補強材の出来形写真は、原則として延長方向に対して定点（管理点）を設け、定点において5段に1回の頻度で撮影するものとし、出来形写真を撮影したものを除く補強材については、その敷設状況が判読できる全景写真を撮影するものとする。
- (2) (1)の定点は、当該構造物の延長を20mごとに等分割したときの分岐点とし、分割点付近（5m程度以内）に規定の測点がある場合は、当該測点とする。この場合において、定点数は最低2箇所とし、壁高の最高部を1箇所以上含むものとする。
- (3) 定点における補強材及び盛土転圧の出来形写真は、最下段（1段目）、5段目、以降5段ごとに